

防衛庁訓令第77号

自衛隊の警護出動に関する訓令を次のように定める。

平成13年11月2日

防衛庁長官 中谷 元

自衛隊の警護出動に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 警護出動（第6条－第10条）

第3章 権限の行使（第11条－第13条）

第4章 撤収（第14条－第17条）

第5章 雑則（第18条－第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、自衛隊法（昭和29年法律第16

5号) 第81条の2に規定する警護出動に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 自衛隊法をいう。
- (2) 陸上総隊司令官等 陸上総隊司令官、方面総監、自衛艦隊司令官、地方総監又は航空総隊司令官をいう。
- (3) 師団長等 師団長、旅団長又は航空方面隊司令官をいう。
- (4) 部隊等 陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関（共同の部隊（法第21条の2第1項により置かれる部隊をいう。）及び共同の機関（法第24条第5項により置かれる機関をいう。）を含む。）又は法第22条第1項の規定に基づき編成された特別の部隊をいう。
- (5) 防衛大臣直轄部隊等 陸上総隊、方面隊、自衛艦

隊、地方隊及び航空総隊を除く防衛大臣直轄の部隊等をいう。

(6) 警護出動 法第81条の2に基づく部隊等の出動をいう。

(7) 出動部隊等 警護出動を命ぜられた部隊等をいう。

(8) 施設等 法第81条の2第1項第1号に掲げる自衛隊の施設又は同項第2号に掲げる施設及び区域をいう。

(9) 警護 法第81条の2に規定する警護をいう。

第3条 削除

(自衛隊と警察の関係)

第4条 警護出動の際における自衛隊と警察との連絡協力関係及び任務分担については別に示す。

(警護出動計画の作成)

第5条 陸上総隊司令官等及び別に示す防衛大臣直轄部隊等の長は、別に示すところに従い、警護出動に関する計画を作成するものとする。

2 陸上総隊司令官は、前項の規定により方面総監が作

成する計画について、必要な調整を行うものとする。

第 2 章 警護出動

(関係都道府県知事の意見聴取)

第 6 条 防衛大臣は、法第 8 1 条の 2 第 2 項の規定により内閣総理大臣が関係都道府県知事から意見を聴くに当たっては、あらかじめ、当該都道府県知事に対して、警護を行おうとする施設等及び期間その他参考となる事項を通知する。

2 防衛大臣は、関係都道府県知事からその内閣総理大臣に対する意見を受領した場合には、内閣総理大臣に進達するものとする。

(警護出動命令)

第 7 条 防衛大臣は、内閣総理大臣の警護出動命令があった場合は、これに基づき、陸上総隊司令官等又は防衛大臣直轄部隊等の長に対し、事態の状況、警護出動の目的、警護を行う施設等、警護出動の期間その他の警護出動を行うために必要な事項を示し、警護出動命令を発する。

(警護出動報告)

第8条 陸上総隊司令官等又は防衛大臣直轄部隊等の長は、防衛大臣の警護出動命令により部隊等を警護出動させた場合には、時宜に応じ、順序を経て事態の推移及び部隊等の活動状況を防衛大臣に報告しなければならない。

(関係機関に対する周知措置)

第9条 防衛大臣は、第7条の規定による警護出動命令を発した場合には、速やかに、関係する国の行政機関の長に対し、内閣総理大臣が警護出動を命じた旨及び警護を行う施設等その他必要な事項を通知するとともに、関係都道府県知事に対し、出動部隊等の指揮官の官職、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

2 地方防衛局長は、前項の場合において、関係都道府県の区域内に所在する国又は地方公共団体の関係機関に対し、内閣総理大臣が警護出動を命じた旨及び警護を行う施設等その他必要な事項を通知するとともに、関係ある陸上総隊司令官等、師団長等又は地方防衛局

長はその周知を図るものとする。

(関係機関との連絡)

第10条 出動部隊等の長は、その任務達成のため関係ある国又は地方公共団体の機関その他の部外機関特に警察機関と緊密に連絡協力しなければならない。

2 出動部隊等の長は、関係ある地方防衛局長に対し、前項の連絡協りに当たり、これを円滑かつ効果的に実施するために必要な事項について協力を求めることができる。

3 前項の規定により協力を求められた地方防衛局長は、積極的に協力しなければならない。

第3章 権限の行使

(出動時の権限の行使)

第11条 警護出動を命ぜられた自衛官は、次に掲げる措置を行う場合には、当該自衛官の部隊指揮官(正当な指揮権限を有する自衛官をいい、編成上の部隊等の長に限らない。第11条の3において同じ。)の命令

によるものとする。ただし、緊急を要し、部隊指揮官の命令を待ついとまがない場合には、この限りではない。

- (1) 法第91条の2第1項において準用する警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第2条の規定による質問
- (2) 法第91条の2第1項において準用する警察官職務執行法第4条の規定による避難等
- (3) 法第91条の2第1項において準用する警察官職務執行法第6条第1項の規定による立入り
- (4) 法第91条の2第2項において準用する警察官職務執行法第5条の規定による犯罪の予防及び制止
(武器の使用)

第11条の2 警護出動を命ぜられた自衛官は、自己若しくは他人に対する防護又は職務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において武器を使用することができる。ただし、

次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第36条（正当防衛）又は第37条（緊急避難）に該当する場合

(2) 死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる凶悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由がある者がその者に対する自衛官の職務の執行に対して抵抗するとき、これを防ぐために他に手段がないと自衛官において信ずるに足りる相当な理由のある場合

2 出動を命ぜられた自衛官は、前項の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

（部隊指揮官の命令による武器使用）

第 1 1 条の 3 前条の規定による自衛官の武器の使用は、当該自衛官の部隊指揮官の命令によらなければならない。ただし、刑法第 3 6 条又は第 3 7 条に該当する場合であって、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

2 前項の命令を発するに当たっては、当該武器の使用が事態に応じ必要な最小限度を超えないようにするための事項を指示しなければならない。

3 部隊指揮官が武器の使用を命じ、又は自衛官が武器を使用するに当たっては、あらかじめ、相手方に対し、武器を使用することを警告しなければならない。ただし、事態が急迫して警告するいとまがない場合には、この限りでない。

(権限行使上の注意)

第 1 2 条 警護出動を命ぜられた自衛官は、武器を使用するに当たっては、特に法令を厳守し、警護出動の本旨にかんがみ人又は物に対する被害を最小限度にとどめ、所期の目的を達成するように努めなければならない。

い。

- 2 警護出動を命ぜられた自衛官は、前項の規定に従うほか、法令に定める権限を行使するに当たっては、権限の濫用にわたらぬように厳に注意するとともに、実力の行使は必要最小限度にとどめなければならない。

(避難等の措置をとった場合の措置)

第13条 法第91条の2の規定により読み替えられた警察官職務執行法第4条第2項中「防衛大臣の指定する者」は、警護出動を命ぜられた陸上総隊司令官等、師団長等及び防衛大臣直轄部隊等の長とする。

- 2 陸上総隊司令官等、師団長等及び防衛大臣直轄部隊等の長は、前項の規定に基づき、警察官職務執行法第4条第2項に定める報告を受けた場合は、関係ある公共の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

第4章 撤収

(撤収命令)

第14条 防衛大臣は、内閣総理大臣の撤収命令があった場合、これに基づき、陸上総隊司令官等又は防衛大臣直轄部隊等の長に対し、出動部隊等の撤収命令を発する。

(陸上総隊司令官等が撤収命令を受領した場合の措置)

第15条 陸上総隊司令官等又は防衛大臣直轄部隊等の長は、防衛大臣の撤収命令を受領した場合は、負傷者等の収容等必要な措置をとり、当該命令の定めるところに従い、速やかに出動部隊等を撤収させなければならない。

(関係機関に対する周知措置)

第16条 防衛大臣は、第14条第1項の撤収命令を発した場合には、内閣総理大臣が撤収を命じた旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の場合において、地方防衛局長は、関係都道府県の区域内に所在する国又は地方公共団体の機関に対し、内閣総理大臣が撤収を命じた旨その他必要な事項

を通知するとともに、関係ある陸上総隊司令官等、師団長等又は地方防衛局長はその周知を図るものとする。

(警護出動詳報)

第17条 陸上総隊司令官等及び防衛大臣直轄部隊等の長は、第14条の規定による命令により部隊等を撤収させた場合には、統合幕僚長を経て速やかに部隊等の活動状況、第三者及び自衛官の負傷等の状況その他の警護出動の実施の状況の詳報を防衛大臣に提出しなければならない。

第5章 雑則

(部隊等の協力)

第18条 出動部隊等の長は、他の部隊等の長に対し、装備品及び需品の貸与、宿営施設、通信施設、医療施設その他の施設の利用、輸送、給養、燃料等の補給その他の警護出動の実施に関し必要な事項について協力を求めることができる。

2 前項の規定により協力を求められた部隊等の長は、

積極的に協力しなければならない

(報道機関に対する広報活動)

第19条 出動部隊等に関する報道機関に対する広報活動は、大臣官房において行う。ただし、必要がある場合には、当該部隊等及び関係ある部隊等並びに関係ある地方防衛局においても、適宜これを行うことを妨げない。

(委任)

第20条 この訓令の実施に関し必要な事項は統合幕僚長が定める。ただし、第11条から第12条までの規定に関し必要な事項を定める場合には、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

2 統合幕僚長は、前項の規定により必要な事項を定めた場合には、速やかにこれを防衛大臣に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年防衛庁訓令第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。